

試験・研究用試料の提供に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、県が実施する①琵琶湖流域下水道新技術開発等支援事業において、試験研究機関、民間企業等に対し、試験・研究等の目的で使用する流入下水、処理水、汚泥、焼灰（焼却灰）その他の試料（以下「試料」という。）および②琵琶湖流域下水道事業の各浄化センターで発生する汚泥等の産業廃棄物処分委託の入札参加希望業者に対し、入札参加可否検討の目的で使用する試料を提供する場合の取扱いを定めることを目的とする。

(試料の種類)

第2条 提供する試料は次のとおりとする。

①試験・研究を目的に提供する試料

- (1) 流入下水（幹線管渠を流下する下水を含む。）
- (2) 処理水（各下水処理過程の処理水を含む。）
- (3) 活性汚泥混合液（生物反応槽混合液および余剰汚泥）
- (4) 下水汚泥（濃縮汚泥、脱水汚泥および焼灰（焼却灰）等の処理物を含む。）
- (5) その他上下水道課長が認めるもの

②入札参加可否検討を目的に提供する試料

- (1) 汚泥（脱水汚泥）
- (2) ばいじん
- (3) その他上下水道課長が認めるもの

(試料提供の手続)

第3条 試料提供の手続は、以下のとおりとする。

- (1) 試料の提供を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、試料提供申請書（様式1-1および様式1-2。以下「申請書」という。）を、公益財団法人淡海環境保全財団（以下「財団」という。）を経由して、試料の提供に係る対象施設（以下「対象施設」という。）を管轄する流域下水道事務所長（以下「事務所長」という。）に提出しなければならない。なお、申請は年度毎に行うこととし、年度内に複数回にわたって試料の提供を受けようとするときは、申請書に年間計画書を添付するものとする。
- (2) 財団は、前号の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書の内容を確認し、必要があると認めるときは、申請書を補正させ、または必要な助言を行うことができる。
- (3) 事務所長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、試料の提供をすることが適当と認めるときは試料提供承諾書（様式2-1および様式2-2）により承諾し、適当でないときはその旨を申請者に通知するものとする。
- (4) 前号の承諾を受けた申請者が、試料の提供を受けるときは、あらかじめ、受け取りの日時、試料採取および運搬の方法等を試料の提供に係る対象施設を管轄する流域下水道事務所と協議するとともに、事務所職員の立ち会いの下で作業を行うものとする。

(試料の提供の承諾の基準および提供の中止)

第4条 事務所長は、試料の提供の申請の内容が次に掲げる要件に該当するときは、試料の提供を不承諾とするものとする。

ア 試料の採取、運搬等に当たり、対象施設の管理および運転に支障があると認めるとき。

イ 試料の採取、運搬、処分等において、関係法令等の規定が遵守されない恐れがあると認めるとき。

ウ その他試料の採取、運搬、処分等の実施において、著しく公共の利益に反すると認めるとき。

2 事務所長は、試料の提供を承諾した後、利用者が前号アからウまでのいずれかに該当すると認めるときは、利用者に対し改善を指示するものとし、改善がなされないときは、試料の提供を中止することができる。

(料金)

第5条 試料の提供については無償とする。ただし、試料の採取、運搬等に係る経費は申請者が負担するものとする。

(免責)

第6条 試料の採取、運搬等を行う際に第三者に損害を与えたときは、申請者がその責任を負うものとし、県は責任を負わない。ただし、申請者の責に帰することができない理由による場合は、この限りではない。

(結果の報告)

第7条 申請者は、①の目的で提供された試料を用いた試験・研究等の結果を事務所長に報告するものとする。

(公表等の通知)

第8条 申請者は、提供された試料を用いた試験・研究等の結果を公表しようとするときは、事前にその内容について事務所長と協議するものとする。

(法令順守)

第9条 申請者は、試料の採取、運搬、処分等において、安全の確保を図るとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等の関係法令を遵守すること。なお、関係法令等に基づく措置が必要な場合は、その旨をあらかじめ事務所長に通知するとともに、その結果を報告するものとする。

付 則

この要領は、平成25年12月6日から施行する。

この要領は、令和6年8月1日から施行する。

この要領は、令和8年4月1日から施行する。